三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福島県相馬郡飯舘村大倉字大倉五三三の一、五三五、五三六の一、五四二の一、五五二、八五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡山江村大字万江丙字水無一一四の一四九、一一四の一六三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡山江村大字万江丙字水無一一四の一四九、一一四の一六三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び飯舘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市田路字中潰二八〇の三、二八二の一、二八二の二、二八三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市樽ヶ畑字ミク子二、二の一から二の三まで、二の五、二の八から二の一五まで、二の一七から二の二三まで、二の二五から二の三三まで、二の三五、二の四三、二の四八、三六〇、字水汲三一六、三一六の一から三一六の六まで、三一六の八から三一六の一二まで、三一六の一四、三一六の二一、字二小路四七五、四七五の一から四七五の八まで、四七五の一二、四七五の一四、四七五の一五、四七五の一七から四七五の二一まで、四七五の二五、四七五の五〇、四七五の五二、四七五の六〇から四七五の六二まで、四七五の六四、四七五の六六から四七五の七〇まで、四七五の七二から四七五の七九まで、四七五の八一から四七五の八四まで、四七五の八六から四七五の八八まで、四七五の九一から四七五の九三まで、字亀戸浦五〇四、五〇四の一から五〇四の一六まで、五〇四の一八から五〇四の二五まで、五〇四の二七から五〇四の四五まで、五〇四の四八から五〇四の五一まで、五〇四の五三から五〇四の五七まで、五〇四の五九から五〇四の八一まで、五〇四の八三から五〇四の八五まで、五〇四の八九から五〇四の九一まで、五〇四の九三、五〇四の九五から五〇四の一〇三まで、五〇四の一〇五から五〇四の一一四まで、字峠五〇五、五〇五の一、五〇五の三、五〇五の五から五〇五の一〇まで、五〇五の一三から五〇五の二五まで、字柴尾五〇六、五〇六の二、五〇六の四、五〇六の六から五〇六の一〇まで、五〇六の一二から五〇六の一七まで、五〇六の一九、五〇六の二二から五〇六の二五まで、五〇六の二七から五〇六の二九まで、五〇六の三一から五〇六の三三まで、五〇六の三五、五〇六の三七、字惣谷五一三の一、五一五、五一九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県瑞浪市稲津町小里字鹿飛二六四二の一、二六四二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲木曽屋字外谷九〇五の二、九〇六、九〇七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健